

山ノ内町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務公募型プロポーザル 実施要領

1 業務の概要

(1) 業務の名称

山ノ内町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務

(2) 業務の目的

本業務は、地域に適した地球温暖化対策実行計画の策定と公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査を行うことにより、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進するとともに、地域課題の解決と地域の魅力向上による地方創生を目的とする。

(2) 業務の内容

山ノ内町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務

(3) 業務の実施

本業務については、最大限の事業効果・効率化を図るため1事業者（1グループ）に委託することとするが、事業実施にあたっては、支出項目など2つの事業内容を明確に区別して実施すること。

(4) 履行期間

契約日の翌日から令和7年1月31日(金)まで

(5) 提案上限額

6,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(6) 担当課及び書類提出先

山ノ内町未来創造課地域創造係 担当：小林

〒381-0498 長野県下高井郡山ノ内町大字平穏 3352-1

電話番号：0269-33-3113 ファクシミリ：0269-33-4527

電子メールアドレス：sozo@town.yamanouchi.lg.jp

2 応募条件

(1) 応募要件

ア グループ構成での応募も可とする。

イ グループ構成で応募する場合、構成員は日本国内の事業者に限る。

ウ グループは、すべての構成員を明らかにし、その役割分担を明確にすること。

エ 1グループの構成員は、他のグループの構成員となることができない。

(2) 応募者の資格要件

応募者（全ての構成員）は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 類似業務及又は同種業務を直近1年間に完了した実績があること。

イ 類似業務又は同種業務を5件以上完了した実績があること。

ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

- エ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく山ノ内町の入札参加制限を受けていないこと。
- オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- カ 役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。併せて、同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められること等がないこと。

3 公募型プロポーザルの手続等

(1) プロポーザルの日程

- ア 事業公募開始 令和 6 年 9 月 25 日（水）
- イ 参加申込書提出期限 令和 6 年 10 月 7 日（月）正午まで
- ウ 質問書提出期限 令和 6 年 10 月 9 日（水）正午まで
- エ 質疑回答 令和 6 年 10 月 11 日（金）
- オ 企画提案書提出期限 令和 6 年 10 月 15 日（火）正午まで
- カ プレゼンテーション 令和 6 年 10 月 16 日（水）
- キ 審査結果通知・公表 令和 6 年 10 月 18 日（金）（予定）

(2) 参加申請書の提出

本件に参加する場合は、参加申込書（様式第 1 号）に必要事項を記入し、以下のとおり提出すること。

なお、参加申請書提出者に対し、資格確認結果等の通知は行わない。ただし、資格要件を満たさないと判断した者については、個別に通知する。

- ア 提出期限 令和 6 年 10 月 7 日（月）正午まで（必着）
- イ 提出書類 ①参加申込書（様式第 1 号）
②法人概要書（様式第 2 号） 構成員毎に 1 部
- ウ 提出方法 持参、郵送又は電子メールによる。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。
- エ 提出先 1（6）に同じ。
- オ 参加辞退 参加申込後、都合により辞退する場合には、速やかに参加辞退書（様式第 3 号）を提出すること。なお、辞退届の提出期限は、企画提案書提出期限と同日とする。

(3) 質疑

本件に関し質疑がある場合は、質問書（様式第 4 号）により受け付ける。

- ア 提出期限 令和6年10月9日（水）正午まで（必着）
- イ 提出先 1（6）に同じ。
- ウ 提出方法 電子メール
質疑書を添付し送付すること。なお、電子メールの件名は、次のとおりとすること。ただし、参加者名称は、略称でも可とする。
件名：温暖化対策計画：＋送信年月日[yyyymmdd]＋（参加者名称）
【例】株式会社△△△△が令和6年10月9日に質問書を送付した場合
温暖化対策計画：20241009 株式会社△△△△

- エ 質疑への回答
質疑への回答は、町公式HPにて公開する。ただし、質問内容により事業者選定の公平性を保てないと判断された場合は、回答を行わないことがある。

- オ 質疑回答予定日 令和6年10月11日（金）

（4）企画提案書等の提出

- ア 提出期限 令和6年10月15日（火）正午まで（必着）
- イ 提出書類
- ① 業務実績調書（様式第5号）
履行実績等の添付書類については、可能な限りA4サイズとすること。ただし、やむを得ずA3サイズとする場合は、片袖折りをしてA4サイズにあわせること。
 - ② 業務実施体制図（任意様式）
 - ③ 企画提案書（様式第6号）
企画提案書は、A4用紙とし、複数ページとなる場合は、ページ番号を付すこと。
 - ④ 見積書（任意様式）
- ウ 提出部数 正本1部 副本4部 CD-R1枚
- エ 提出方法 持参又は郵送による。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。
- オ 提出先 1（6）に同じ。

4 評価方法等

（1）評価基準

別表「評価基準」のとおり。

（2）評価方法

- ア 評価基準により評価を行い、それぞれの評価点の合計が最も高い者を契約候補者として選定する。
- イ 評価は、提案書及びプレゼンテーションにより評価する。

ウ 合計点が 50 点未満の場合は採択レベルを満たさないものとする。

(3) 提案評価（プレゼンテーション）

ア 開催日 令和 6 年 10 月 16 日（水）を予定

提案者毎の集合時間・場所等は、別途通知する。

イ 時間 提案者毎の時間は、30 分（プレゼンテーション 20 分、質疑応答 10 分）とする。準備に要する時間は、別途確保する。

ウ 参加人数 参加人数は、3 人以内とする。なお、本業務において予定している主担当者は必ず出席すること。

エ 注意事項

- ① 発表の順番等については、提案者と協議することなく、町が決定する。
- ② プレゼンテーションは企画提案書をもとに行うこと。
- ③ 企画提案書の内容をプレゼンテーション用に再構成することは可とするが、企画提案書と異なる内容の提案は、評価対象外とする。なお、配布する場合は、5 部用意すること。
- ④ プレゼンテーションに当たり、町が用意するプロジェクタ及びスクリーンを使用することができる。この場合において、必要となるノートパソコン等については、提案者が持参すること。
- ⑤ プレゼンテーションは原則対面で実施する予定であるが、状況により実施方法の変更（オンラインによるプレゼンテーション）やプレゼンテーションを実施しないこともある。なお、プレゼンテーションを実施しない場合には、提出された企画提案書により審査を実施する。

(4) 結果通知

評価結果は、令和 6 年 10 月 18 日（金）に書面による通知を発送する。同日に通知を発送できない場合は、電子メール等により別途連絡する。

5 契約の締結

契約候補者の選定後、被選定者と仕様書及び企画提案書の内容により提出された見積書の記載額で契約を行う。ただし、選定後契約締結前に契約内容について協議を行うことがある。協議の結果、契約に至らなかったときは、審査において次順位であった者を新たに契約候補者とし、協議を行う。

6 その他

- (1) 企画提案書の提出後、提案者が「2 応募者の資格要件」に該当しなくなったとき、提出した書類に虚偽の記載があったとき、その他本実施要領等に違反したときは、当該提案者の提案は無効とする。
- (2) 企画提案書の記述は、職員が補足説明を要せず理解できる内容とすること。

- (3) 企画提案書の記載内容は、本業務における実施義務を提案者が提示したものとする。
- (4) 企画提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (5) 提出された資料は、返却しない。
- (6) 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は、認めない。
- (7) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- (8) 本業務は、環境省補助事業である令和5年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業 第1号事業）を活用した業務であるため、当該補助事業の主旨を理解した上で、上記補助金の交付規定等を遵守し業務を実施することとする。